平成２２年（フ）第４８号
福岡県直方市大字中泉1275番地
債務者　蓑原美由紀（旧姓多々納）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4307番地111
債務者　梅田　雅美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
佐賀県佐賀市神園５丁目12番１号
債務者　佐藤　淑子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島781番地１
債務者　中野　信行
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
佐賀県佐賀市六座町７番112号
債務者　荒木　樹里
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
佐賀県神埼市千代田町下西731番地18
債務者　内田真由美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3160番地　中の原団地Ｄ―412号
債務者　真﨑るり子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
佐賀県佐賀市若楠１丁目８番５号
債務者　松下　和子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目132番地　石嶺市営住宅33―107号
債務者　赤嶺　重昭
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原23番地112　A35
債務者　大城なつき（旧姓香村）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０２号
盛岡市西見前11地割24番地　藤原アパート102号
債務者　熊谷ヱリ子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４２号
盛岡市中ノ橋通２丁目10番28号　中ノ橋コーポ102号
債務者　熊谷　貴志
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢220番地23
債務者　菊池　　修
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６３号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第26地割76番地１
債務者　澤口　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７６号
神奈川県厚木市上落合671番地１　清新工業株式会社内寮
債務者　吉田　愛心
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３６号
神奈川県平塚市紅谷町３番10―501号
債務者　末廣美千代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８号
新潟県村上市村上20番地４
債務者　園部　里子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部